

【新項目】手順2 運営情報「財務諸表」を公表する手順等について

=はじめに=

「財務諸表」の公表につきまして

今回の財務諸表公表に関する詳細情報は、厚生労働省通知文書『**介護保険最新情報 Vol.1322(令和6年10月18日掲載)**』に基づきご案内させて頂いております。

具体的には、通知ページ39②の文面をご参照頂きますようお願いいたします。

《通知ページ39②》

② 事業所等の財務状況が分かる書類の報告 事業所等の財務状況が分かる書類(財務諸表又は計算書類等)は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表(事業活動計算書(損益計算書)、貸借対照表(バランスシート)及び資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。また、報告は介護サービス事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えないものとする。

引用元: <https://www.mhlw.go.jp/content/001318446.pdf>

○介護保険最新情報Vol.1322(「介護サービス情報の公表」制度の施行について)一部改正

◆ 公表いただく内容

- ① 事業活動計算書(損益計算書)
- ② 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)
- ③ 貸借対照表(バランスシート)

但し、作成していない書類は省略していただいて結構です。(例: ②キャッシュフロー計算書は省略)

◆ 公表いただく書類は、**決算が完了した直近の年度(例: 令和5年度)**

◆【会計の種類】とは

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 社会福祉法人会計基準 | 2. 病院会計準則 |
| 3. 医療法人会計基準 | 4. 介護老人保健施設会計・経理準則 |
| 5. 介護医療院会計・経理準則 | 6. 指定老人訪問看護の事業の会計経理準則 |
| 7. 指定訪問看護の事業の会計経理準則 | 8. NPO法人会計基準 |
| 9. 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針 | |
| 10. 企業会計原則(営利法人等) | |
| 11. 公益法人会計基準 | |

などがあります。該当する基準をご確認いただき、記入してください。

◆ その他（Q&A等）

本項目について、よくあるご質問等を、厚生労働省文書『介護保険最新情報 Vol.1333（令和6年11月29日掲載）』に基づきご案内させていただきます。

引用元: <https://www.mhlw.go.jp/content/001342916.pdf>

○介護保険最新情報Vol.1333（「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正

【財務状況が分かる書類の報告について】

問1 財務状況が分かる書類の報告において、会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められておらず、作成をしていない場合、損益計算書と貸借対照表の公表のみを行うことで問題ないか。

（答）会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められていない場合、必ずしも報告いただく必要はありません。

問2 財務状況が分かる書類について、事業所単位で作成している書類と、法人単位でしか作成していない書類がある場合、混在して報告しても差し支えないか。

（答）10月18日通知にあるとおり、財務状況が分かる書類の報告は、介護サービス事業所・施設単位で行うこととしていますが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとしても差し支えなく、お尋ねの場合については、混在して報告しても差し支えありません。